

低圧電気取扱業務(開閉器操作)特別教育 の実施について

一般社団法人白河労働基準協会

労働安全衛生法第59条、安全衛生規則第36条に基づき、事業主が低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は、配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務に従事する労働者に対し、特別教育を行わなければならないことになっています。建設工事現場あるいは一般工場等において、開閉器（スイッチボックス）の操作等をこの教育を受けることなく従事することはできません。

つきましては、当協会が事業者を代替して標記教育を実施することになりましたので、貴事業場における対象者について必ず受講されるようご案内いたします。

記

1. 日 時 平成 30 年 11 月 6 日 (火) 9:20~18:40
内訳：学科7時間 + 開閉器操作に係る実技1時間を含みます。
※ 開講前に修了証用の写真撮影があります。
2. 会 場 白河市産業プラザ人材育成センター 白河市中田 140 TEL 0248-22-3512
3. 受講料等 会 員 8,262 円 (テキスト代・消費税 含む)
非会員 10,422 円 (//)
4. 申込方法 10月30日(火)必着にて、裏面申込書に必要事項を記入し、受講料等を添えて下記までお申込み下さい。ただし、期日前でも定員に達し次第締め切ります。
<申込先> (一社)白河労働基準協会
〒961-0074 白河市郭内 1-125
TEL 0248-24-0961
FAX 0248-24-0950
銀行振込をご利用のときは、申込書をFAXの上、下記口座宛にお願いいたします。振込手数料は、貴社にてご負担ください。
《振込先》 東邦銀行白河支店 普通 390240
一般社団法人白河労働基準協会
5. その他 ①申込締切日を過ぎてからの受講申込の取消については、受講料等は払い戻しいたしません。
②その他ご不明の点は、協会事務局までお問い合わせ下さい。

◎当協会主催による標記教育につきましては、「低圧の活線作業及び活線近接作業の方法」に係る実技教育は行いません。

低圧電気取扱業務(開閉器操作)特別教育 受講申込書
(平成30年11月6日実施)

フリガナ 氏 名	生年月日	住 所
	昭和 平成	〒 _____
	昭和 平成	〒 _____
	昭和 平成	〒 _____
	昭和 平成	〒 _____

上記のとおり _____ 名に受講料等 _____ 円を添えて申込みます。

平成 年 月 日

〒 _____

所在地.....

事業場名.....

代表者名.....

T E L (.....)

F A X (.....)

担当者名.....

(一社) 白河労働基準協会会長殿

★受講料の支払い方法につき該当する項目に✓を付けてください。

受講料	：	<input type="checkbox"/> 申込時直接持参 (月 日 予定)
		<input type="checkbox"/> 郵 送 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (月 日 予定・済)

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。